

## 「三井住友カード韓国トラベルプリペイド」の払戻しのお知らせ

(資金決済に関する法律第20条第1項に基づく前払式支払手段の払戻しのお知らせ)

長らくご愛用いただきました「三井住友カード韓国トラベルプリペイド」は、2019年1月31日をもってサービスを終了し、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻し手続きを行います。三井住友カード韓国トラベルプリペイドをお持ちのお客様は、お申出期間内に払戻しのお申出をいただきますようお願い申し上げます。

### 1、払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号（または名称）

三井住友カード株式会社

### 2、払戻し対象となる前払式支払手段の種類

三井住友カード韓国トラベルプリペイド

### 3、払戻し対象となるお客様

韓国トラベルプリペイドカードをお持ちで下記3つの条件を全て満たすお客様

- ① お持ちのカード有効期限が2019年2月以降 かつ お申出時に有効期限切れでないこと
  - ② お持ちのカード残高が残っていること
  - ③ 払戻しお申出期間内に所定の方法で申出いただいていること
- 例) 2019年4月有効期限のカードをお持ちの場合、2019年4月末がお申出期限となります。

### 4、払戻しのお申出期間

2019年2月1日 ～ 2019年7月31日

※当該お申出期間内にお申出いただかなかった場合は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

### 5、お申出の方法

お申出期間内に、下記ホームページ（払戻し申請書受付）またはお電話にてお申出いただきましたら、弊社より「韓国トラベルプリペイドカード残高払戻し申請書」をお送りいたします。申請書に必要事項をご記入、お手元のカードを貼付いただいたうえで、同封の封筒にてご返送ください。ご返送いただいてから1～2週間を目安に、お客様ご指定の口座へ振込みいたします。（振込手数料は弊社負担）

<払戻し申請書受付ホームページ>

<https://www.smbc-card.com/rd/ktps.jsp>

### 6、払戻しの方法

ご指定の金融機関口座へお振込みいたします。（振込手数料は弊社にて負担いたします）

### 7、本件に関するお問い合わせ窓口

三井住友カード韓国トラベルプリペイドデスク

(東京) 03-5392-7495 (大阪) 06-6445-3037

受付時間/9:00～17:00 年中無休 (12/30～1/3を除く)

2019年2月1日

東京都港区海岸1丁目2番20号 / 大阪府大阪市中央区今橋4丁目5番15号  
三井住友カード株式会社